

秋田市技能功労者等表彰要綱

〔昭和53年9月1日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、技能者の社会的・経済的地位および技能水準の向上を図るため、本市の行う優れた技能者に対する表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、技能功労者表彰および優秀技能者表彰とする。

(技能功労者表彰)

第3条 技能功労者表彰は、次の各号のいずれにも該当する者に対して行うものとする。

- (1) 秋田市内に居住し、かつ、勤務する者
- (2) 技能者としての経験を30年以上有し、技能功労者表彰の受賞後も引き続き当該技能者としての職業に従事することが明らかな者
- (3) 当該職業の指導的立場にあると認められる者
- (4) 他の技能者の模範たる者と認められる者

(優秀技能者表彰)

第4条 優秀技能者表彰は、次の各号のいずれにも該当する者に対して行うものとする。

- (1) 秋田市内に居住し、かつ、勤務する者
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する技能検定1級合格者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
- (3) 技能競技会において入賞するなど技術が優れていると認められる者
- (4) 優秀技能者表彰の受賞後も引き続き当該技能者としての職業に従事することが明らかな者

(各種団体等による推薦)

第5条 技能者で組織された各種団体等は、第3条又は第4条の規定に該

当する者があるときは、文書により市長に対して、その者を推薦するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は推薦することができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 市税を滞納している者

2 1 団体ごとに推薦することができる者の人数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 技能功労者 1 職種につき 1 名。ただし、第 3 条の規定に該当する者に 60 歳（毎年度 11 月 1 日現在。以下同じ。）以上の者を含む場合は、1 職種につき 2 名以内

(2) 優秀技能者 1 職種につき 1 名

（選定方法）

第 6 条 被表彰者の選定は、前条の推薦に基づき、秋田市技能功労者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を経て、市長が行うものとする。

2 選考委員会の設置等に関しては、別に定める。

（表彰の方法等）

第 7 条 表彰は、表彰状および記念品を授与して行うものとする。

2 表彰は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する勤労感謝の日の制定趣旨に則り、11 月 1 日から同月末日までの間に行うものとする。

（追彰）

第 8 条 第 6 条の規定により被表彰者として選定された者が表彰前に死亡したときは、表彰状および記念品をその遺族に贈り、追彰するものとする。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年9月1日から施行する。
- 2 秋田市技能功労者表彰要綱（昭和50年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年10月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月5日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（各種団体等による推薦の特例）

- 2 この要綱による改正後の秋田市技能功労者等表彰要綱第5条第2項第1号ただし書の規定にかかわらず、平成26年度から平成30年度までの間に推薦することができる技能功労者の人数は、建築大工の職種に限り、1団体につき60歳以上の者5名以内および60歳未満の者1名以内の合計5名以内とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月22日から施行する。